

女川町地域福祉センター内施設貸付け公募要項

(目的)

女川町地域福祉センター条例（平成 31 年女川町条例第 12 号）第 4 条に規定する、事業を行うことができる事業者を広く公募し、地域福祉センターの利活用と町民の福祉の増進に資することを目的とし、女川町財務規則（昭和 50 年女川町規則第 12 号）第 139 条の規定に基づき公募する。

(公募方法)

町公式ホームページへの掲載

町広報への掲載

(公募期間)

令和 2 年 12 月 2 日（水）から 12 月 16 日（水）まで

(公募施設)

施設名：女川町地域福祉センター

所在地：女川町鷺神浜字堀切山 1 0 7 番地の 1 7

多目的室 C 92.61 m²

(貸付条件)

イ 事業者

女川町地域福祉センター条例（平成 31 年女川町条例第 12 号）第 4 条に規定する事業を行う事業者であること。

ロ 貸付料

財産の交換、譲与等に関する条例（昭和 39 年女川町条例第 11 号）第 8 条の規定に基づき、無償とする。

ハ 施設管理負担金

貸付した施設の面積に応じて施設管理負担金を納入すること。

ニ 光熱水費

貸付した施設の面積に応じて光熱水費を負担すること。

ホ 貸付期間

女川町財務規則（昭和 50 年女川町規則第 12 号）第 142 条第 5 項の規定を準用し、3 年以内にする。

ヘ 原状回復義務

貸付期間を終了したときは、貸付した施設及び設備の原状回復をすること。

(申込み方法等)

貸付申込書に必要事項を記入のうえ公募期間内に提出すること

申込み場所：女川町役場 健康福祉課 地域福祉センター管理係

(役場庁舎1階2番窓口)

所在地：女川町女川一丁目1番地1

受付時間：午前9時から午後4時まで(土日除く)

(貸付予定施設の見学)

見学期間：令和2年12月3日(木)から12月10日(木)まで

見学時間：午前9時から午後4時まで(土日除く)

見学場所：女川町地域福祉センター

事前予約：前日まで健康福祉課地域福祉センター管理係まで予約すること。

※事前予約なく直接施設を訪れることや、地域福祉センター内の事業者に見学の希望を申しつけることはお断りします。

(質疑の受付)

受付期間：令和2年12月3日(木)から12月10日(木)まで

受付時間：午前9時から午後4時まで

受付方法：所定の質問票でFAXのみ

(質疑の回答)

回答方法：令和2年12月11日(金)にFAXにより回答

質疑は質疑者へのみ回答する。

(選定方法)

女川町地域福祉センター条例第4条に規定する事業を行う事業者であることを前提に、提出書類を審査のうえ選定する。

(選定結果)

イ 選定結果は、書面により通知する。

ロ 審査結果に対する異議申し立てには応じないものとする。

(担当課)

女川町役場 健康福祉課 地域福祉センター管理係

〒986-2265 女川町女川一丁目1番地1

電話 0225-54-3131(内線121・122) FAX 0225-53-5248